

無担保個人ローン

商品名	フリーローン
ご利用いただける方	<p>○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくはかわしんの営業地区をご覧ください。） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上の方で、最終返済時の年齢が満76歳未満の方</p> <p>○安定継続した収入があり公的健康保険制度に加入されている方</p> <p>○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</p> <p>○個人情報照会照会で事故のない方</p> <p>○反社会的勢力に該当しない方</p>
お使いみち	<p>○原則、自由。 ※ただし、事業性資金、投機性資金はお取り扱いできません。</p>
ご融資金額	○500万円以内（1万円単位）
ご融資期間	○3カ月以上10年以内（据置期間6カ月以内）
ご融資利率	<p>○固定金利 ご融資利率は、審査の結果決定いたします。</p>
ご返済方法	<p>○元利均等返済または元金均等返済 ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資金額の50%以内となります。</p>
保証人・担保	○一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただけますので必要ありません。
団体信用生命保険	<p>○お客さまの任意により「SBI生命保険株式会社団体信用生命保険制度」にご加入いただくことが可能です。</p> <p>○「SBI生命保険株式会社団体信用生命保険制度」 ※お借入れ時点で満66歳未満の方に限らせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全疾病保障特約付団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 8疾病（悪性新生物[がん]、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（免責期間なし）。就業不能状態が12か月継続したら、保険金によりローンの残債が返済されます。 8疾病以外のすべての病気やケガ（精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（3か月免責あり）。就業不能状態が24か月継続したら、保険金によりローンの残債が返済されます。融資利率が年0.5%上乗せとなります。 ・団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。融資利率が年0.5%上乗せとなります。 ・ワイド団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。団体信用生命保険より、お引受範囲が拡大されています。融資利率が年1.0%上乗せとなります。 <p>○当該保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。</p> <p>○詳しくは団体信用生命保険のご説明書をご覧ください。</p>
保証料 手数料 ※手数料は 消費税等込	<p>○保証料 金利に含まれています。</p> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規実行手数料 2,200円 ・繰上返済手数料 5,500円 ・その他変更手数料 5,500円
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○ご用意いただく書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証等） ・健康保険証 ・年収確認書類

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては窓口にお問い合わせください。